

積算基準（単価・歩掛）

【建築・住宅編】

平成24年9月

「市販公表単価表」を発行している両団体【（財）経済調査会及び（財）建設物価調査会】の許可を受けずに、本図書と「市販公表単価表」の情報を複合させた単価表（電子媒体を含む）を作成し、これを第三者に販売することは、禁じられています。

本書の内容に関する質問は、原則として受け付けない。

本書は、平成24年9月1日以降に起工する工事から適用する。なお、年度途中に資材価格が著しく変動した場合、本書の単価を変更することもある。

2. 積算基準

2-1. 建築課が適用している積算基準

(総括)

| 積算基準名 | 市販公表図書等 |
|----------------------------|---------|
| 長崎県公共建築工事積算基準 (平成19年6月) | (本書に掲載) |

(共通費)

| 積算基準名 | 市販公表図書等 |
|-------------------------------|---------|
| 長崎県公共建築工事共通費積算基準 (平成24年5月) | (本書に掲載) |

(単価・歩掛り)

| 積算基準名 | 市販公表図書等 |
|---|--|
| 公共建築工事標準単価積算基準 (平成23年3月31日付け 国営計第123号) | 公共建築工事積算基準(平成23年版) (発行) (財)建築IT管理システム研究所 〒105-0003東京都港区西新橋3-25-33 TEL:03-3434-1530 FAX:03-3434-5476 国土交通省のホームページにも掲載 |

(運用)

| 積算基準名 | 市販公表図書等 |
|--------------------------------|---------|
| 長崎県公共建築工事積算基準等の運用 (平成24年9月) | (本書に掲載) |

(数量)

| 積算基準名 | 市販公表図書等 |
|---|--|
| 公共建築数量積算基準 (平成18年3月31日付け 国営計第236号) | 公共建築工事積算基準(平成23年版) (発行) (財)建築IT管理システム研究所 〒105-0003東京都港区西新橋3-25-33 TEL:03-3434-1530 FAX:03-3434-5476 国土交通省のホームページにも掲載 |
| 公共建築設備数量積算基準 (平成15年3月31日付け 国営計第196号) | |

2-2. 住宅課が適用している積算基準

| 積算基準名 | 市販公表図書等 |
|-----------------------------|---|
| 公共住宅建築工事積算基準 (平成23年度版) | 公共住宅建築工事積算基準(平成23年度版) 公共住宅屋外整備工事積算基準(平成23年度版) (編集) 公共住宅事業者等連絡協議会 |
| 公共住宅屋外整備工事積算基準 (平成23年度版) | |

長崎県公共建築工事積算基準等の運用

平成24年 9月

長崎県土木部建築課

第2編 共通費

第1章 離島調整費

1 離島調整費の算定方法

離島調整費は、離島調整費率により算定する。

離島調整費 = (直接工事費 - 離島調整費対象外の直接工事費) × 離島調整費率

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の算定方法

共通仮設費は、共通仮設費率により算定し、率に含まれない内容は積み上げにより算定して加算する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

(1) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、開札から契約までを考慮し7日を減じる。ただし、T(工期)を示した場合は減じない。

2 鉄骨工事における共通仮設費の補正

「共通費基準」の3(4)の場合は、補正した共通仮設費率を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第5章1による。

なお、積み上げによる共通仮設費は鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

3 その他工事を含ませて発注する場合の取り扱い

「共通費基準」の3(5)の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は別途算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

4 監理事務所を設けない場合の補正

「共通費基準」の3表-5のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。

- 5 発生材処分費の取り扱いについて
- (1) 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。
 - (2) 発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。
- 6 リース料等の取り扱いについて
- 仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。
- なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費の合計額に対応する共通仮設比率とする。

第3章 現場管理費

1 現場管理費の算定方法

現場管理費は、現場管理費率により算定し、率に含まれない内容は積み上げにより算定して加算する。

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

- (1) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、開札から契約までを考慮し7日を減じる。ただし、T(工期)を示した場合は減じない。
- (2) 積み上げによる現場管理費のうち、要員に関するもの及び工事実績情報(CORINS)の登録並びに中期保全計画資料の作成については下記による。

イ．要員等の費用

条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外)は、積み上げにより算定して加算する。

ロ．工事実績情報(CORINS)の登録等に要する費用

工事費(消費税含む)が2,500万円未満の昇降機設備工事は、その費用を積み上げにより算定して加算する。

なお、2,500万円以上の工事費は、その率に含まれている。また、500万円未満の工事費は、登録を必要としない。